

[原子力災害対策編]

第4章

原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

府は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

府は、市町村が避難区域等の設定を見直した場合には、その旨の報告を受けるものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

府、関係市町をはじめとした防災関係機関及び原子力事業者は、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第5節 各種制限措置の解除

府は、緊急時モニタリングの結果を踏まえた、国が派遣する専門家等の判断並びに国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置を解除するとともに、関係市町及び防災関係機関に対して、解除の指示又は要請をする。

第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

府及び原子力事業者は、国の統括の下、防災関係機関と協力して、緊急時モニタリングを継続的に実施し、その結果を速やかに公表する。また、原子力緊急事態解除宣言後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

第7節 災害地域住民に係る記録等の作成

1 災害地域住民の記録

関係市町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等を記録するとともに、その結果を府に報告する。

2 損害調査の実施

関係市町は、住民等が受けた損害の調査を実施し、その結果を府に報告する。また、府はその結果を国に報告する。

3 緊急事態応急対策措置状況の記録

府及び関係市町は、災害地域の汚染状況、応急対策措置及び復旧対策措置を記録する。

4 影響調査の実施

府は、必要に応じ、農林水産業等の受けた影響について調査する。

5 汚染・被ばく患者等の追跡調査への協力

原子力災害医療機関は、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターで受診した相当程度の汚染・被ばく患者や被ばく傷病者に対する追跡調査等を、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所等が行う場合、これに協力する。

第8節 被災者等の生活再建等の支援

1 府は、国及び市町村と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

2 府は、国及び市町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

3 府は市町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第9節 風評被害等の影響の軽減

府は、国及び関係市町と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

第10節 心身の健康相談体制の整備

府は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び関係市町とともに、原子力事業所の周辺地域の住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

第11節 物価の監視

府は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表する。

第12節 暴力団排除活動の徹底

府警察は、暴力団等が復旧・復興事業等に介入する等、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

